

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月16日
【会社名】	株式会社廣濟堂埼玉ゴルフ倶楽部 (注) 当社は平成22年2月1日設立予定の新設会社でありま す。
【英訳名】	未定
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平本 一方
【本店の所在の場所】	埼玉県秩父市堀切136番地
【電話番号】	(0494)62-3111
【事務連絡者氏名】	株式会社廣濟堂経営企画U 広報IR GM 茅島 葉子 (注) 上記の株式会社廣濟堂は新設分割会社であります。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目6番12号
【電話番号】	(03)3453-0550(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社廣濟堂経営企画U 広報IR GM 茅島 葉子 (注) 上記の株式会社廣濟堂は新設分割会社であります。
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	464百万円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、新設分割 会社の平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づき算 出した承継純資産額の見込額を記載しており、実際の 額とは異なる可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000株	1. 単元株制度は採用しておりませんので、単元株式数はありません。 2. 当該株式は完全議決権株式であり、権利内容に制限のない、標準となる株式です。 3. 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当社の株式の取得については、株主総会の承認を要する旨を定款に定めております。

(注) 普通株式は、平成21年11月30日に開催された新設分割会社の取締役会における新設分割計画承認決議に基づいて発行する予定であります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

新設分割によることとします。

(注) 1 上記新設分割は、新設分割会社が平成22年2月1日(予定)を効力発生日として新たに設立する当社に、新設分割会社のゴルフ場関連事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます。)であります。

2 本件分割は、会社法第805条に定める簡易分割手続により株主総会決議を経ずに行います。

3 当社は、本件分割に際し、普通株式2,000株を発行し、その全てを新設分割会社に割当て交付いたします。発行価額の総額は、本届出書提出日現在未確定であります。新設分割会社の平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づき算出した承継純資産額の見込額は、464百万円であり、発行価額の総額のうち10百万円が資本金に組入れられます。

(2)【募集の条件】

該当事項はありません。

(3)【申込取扱場所】

該当事項はありません。

(4)【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券】

該当事項はありません。

5【新規発行社債(短期社債を除く。)]

該当事項はありません。

6【社債の引受け及び社債管理の委託】

該当事項はありません。

7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】

該当事項はありません。

8【新規発行カバードワラント】

該当事項はありません。

9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

該当事項はありません。

10【新規発行による手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 新設分割の目的及び理由

株式会社廣濟堂（以下「新設分割会社」という。）は、企業価値向上戦略の実現に向けて、経営体制の強化、事業の再構築、財務体質の改善を経営課題と位置づけて、収益構造の改革とコスト削減を推進し、採算性の向上を図るとともに、収益性、成長性の高い分野へ経営資源を集中し、事業の拡大を図ってまいります。この戦略を実現すべく財務体質の強化と資産の効率的運用を図るため、ゴルフ場関連事業を新設会社分割によって当社へ承継させることといたしました。

これにより、新設分割会社は、同社のコア事業である印刷関連事業に経営資源を集中し、企業価値の最大化を目指してまいります。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

(ア) 提出会社の概要

() 商号	株式会社廣濟堂埼玉ゴルフ倶楽部
() 事業内容	ゴルフ場関連事業
() 本店所在地	埼玉県秩父市堀切136番地
() 就任予定の代表者及び役員	代表取締役 平本 一方
() 資本金	10百万円
() 純資産	464百万円
() 総資産	3,187百万円
() 決算期	3月31日

(注) 純資産及び総資産の額は、新設分割会社の平成21年10月31日現在の貸借対照表（未監査）に基づき算出した見込額であり、実際の額とは異なる可能性があります。

(イ) 提出会社の企業集団の概要

該当事項はありません。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(ア) 資本関係

本件新設分割に際して当社が発行する普通株式は、全て新設分割会社に割当交付されることから、当社は新設分割会社の完全子会社となります。

(イ) 役員の兼任関係

当社代表取締役の平本一方は、新設分割会社の取締役であります。

(ウ) 取引関係

当社と新設分割会社との取引は予定しておりません。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 新設分割計画の内容の概要

新設分割会社は、平成22年2月1日をもって、同社のゴルフ場関連事業に関して有する権利義務を新たに設立する当社に承継させる新設分割を行うこととし、平成21年11月30日開催の取締役会において本件新設分割に係る会社分割計画書を作成し承認いたしました。

(2) 新設分割計画の内容

新設分割計画の内容は、下記のとおりです。

会社分割計画書

株式会社廣濟堂（以下「当社」という。）は、当社のゴルフ場関連事業（以下「本事業」という。）を新たに設立する株式会社廣濟堂埼玉ゴルフ倶楽部（以下「新設会社」という。）に承継させるために会社分割を行うこととし、次のとおりその分割計画の内容を定める。

1．会社分割の方法

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させるため、会社分割を行う。

2．新設会社の定款

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、定款記載のとおりとし、新設会社の定款は、別紙1のとおりとする。

3．新設会社が分割に際して発行する株式

新設会社は、会社分割に際して普通株式2,000株を発行し、これを当社に交付する。

4．設立時資本金及び準備金の額等

新設会社の設立時資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金1,000万円
- (2) 準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、当社が定める。

5．新設会社が当社から承継する権利義務

- (1) 新設会社は、後記6の分割期日において、別紙2「承継権利義務明細書」記載の資産、負債その他の権利義務を、当社から承継する。
- (2) 当社は、新設会社が承継する一切の債務につき、免責的債務引受とする。

6．分割期日

分割をなすべき時期（以下、「分割期日」という。）は、平成22年2月1日とする。

ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

7．新設会社の設立時取締役

新設会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 平本 一方

8．条件の変更

分割期日までに、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、当社の取締役会決議により、分割条件を変更し、又は計画を中止することができる。

9．簡易分割

当社は、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ないで新設分割を行う。

10．規定外事項

本計画に定めるもののほか、会社分割に関し必要事項は、本計画の趣旨に従い、当社の取締役会がこれを定める。

（別紙1）定款

（別紙2）承継権利義務明細書

平成21年11月30日

東京都港区芝四丁目6番12号

株式会社廣濟堂

代表取締役 長代 厚生

別紙 1

定款

第 1 章 総則

（商号）

第 1 条 当社は、株式会社廣濟堂埼玉ゴルフ倶楽部と称する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . ゴルフ場の経営
- 2 . ゴルフ会員権の販売
- 3 . 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を埼玉県秩父市に置く。

（機関構成）

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役を置く。

（公告の方法）

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

（株券の不発行）

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

（相続人等に対する株式の売渡請求）

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

（自己株式の取得）

第 10 条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当該特定株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第 11 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第13条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

（基準日）

第15条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

（招集）

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集手続き）

第17条 当会社の株主総会を招集するときは、書面又は電子投票を定めた場合を除き、株主総会の1週間前までにその通知を発する。但し、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続きを行わないことができる。

（議長）

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

（決議の方法）

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議等の省略）

第20条 株主総会の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告する事を要しないことにつき株主全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第21条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

第23条 当会社には、取締役1名以上を置く。

（取締役の選任）

第24条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第26条 当会社の取締役が1名のときはその者が代表取締役となり、当会社に取締役が2名以上ある場合は、取締役の互選により代表取締役1名を選定する。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

（業務執行の決定）

第27条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決する。

（報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

（事業年度）

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当）

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社は、その支払い義務を免れるものとする。

第6章 附則

（最初の事業年度）

第31条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成22年3月31日までとする。

（設立時の代表取締役）

第32条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 平本 一方

（設立時の本店所在地）

第33条 当会社の設立時の本店所在地は、次のとおりとする。

本店所在地 埼玉県秩父市堀切136番地

以上、株式会社廣濟堂のゴルフ場関連事業に関して有する権利義務を分割して当会社を設立するにつき、新設分割計画の一部として、この定款を作成する。

承継権利義務明細書

株式会社廣濟堂埼玉ゴルフ倶楽部（以下「新設会社」という。）は、本件分割により株式会社廣濟堂（以下「当社」という。）から、ゴルフ場関連事業（以下「本事業」という。）に属する資産、負債その他これに付随する権利義務の承継を行うが、その内訳は下記のとおりとする。

なお、対象資産及び対象負債の評価は、平成21年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を分割期日に、新設会社に承継する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 資産

建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具・器具及び備品、立木、コース勘定、土地、借地権、電話加入権、出資金

(2) 負債

再評価に係る繰延税金負債
預り入会金（入会保証金）

2. 承継する契約上の地位

承継する契約上の地位は、以下の通りとする。

- (1) 本事業に関し、当社が受けている許認可は、各許認可省庁の許可の下、全て新設会社が承継する。
- (2) 本事業に関し、当社が締結している不動産賃貸借契約は、全て新設会社が承継する。
- (3) 本事業に関し、当社が締結している基本契約及びこれに基づく個別契約は、全て新設会社がこれを承継する。
- (4) 本事業に係るゴルフ会員契約のうち分割期日において有効に存続している契約及び上記契約に基づく一切の債務については、新設会社が免責的にこれを承継する。
- (5) 上記「(2) 負債」に記載された債務については、新設会社が免責的債務引受の方式によりこれを承継する。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

本件会社分割は、新設分割会社が単独で行う新設分割であり、本件会社分割に際して発行される当社の株式は、全て新設分割会社に割当交付されます。そして、当社がその設立に際して発行する株式数は、新設分割会社において任意に決定しうるところ、適切な出資単位の設定その他の事情を総合的に勘案して、当社が発行する株式は2,000株とし、その全てを新設分割会社に割当交付することといたしました。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

(1) 有価証券の処分に関する制限

新設分割会社の株式には譲渡制限はありませんが、譲渡による当社の株式の取得については当社の承認を要する旨を、当社の定款に定めております。

(2) 単元株式制度について

新設分割会社は、単元株式制度（1単元の株式数100株）を採用しており、新設分割会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2号各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができず、新設分割会社の株主総会において議決権を行使することができません。

他方、当社は、単元株式制度を採用しておりません。

(3) 自己株式の取得について

新設分割会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式の取得を取得することができません。他方、当社は株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができます。

(4) 相続人等に対する株式の売渡請求

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる旨を定款に定めておりますが、新設分割会社にはこのような定めがありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の株式買取請求権の行使方法について

本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項に定める株主総会決議による承認を経ずに行われることから、同法第806条第1項第2号の規定により、新設分割会社の株主は株式買取請求権を有しません。

(2) 組織再編成対象会社の議決権の行使方法について

本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けずに実施するため、該当事項はありません。

(3) 組織再編成によって発行される有価証券の受取方法について

本件新設分割に際して、当社が発行する株式は、全て新設分割会社に割当てられることから、該当事項はありません。

(4) 組織再編成に伴う新株予約権の取扱いについて

新設分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

7【組織再編成に関する手続】

- (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
書類の種類及びその概要

新設分割会社は、本件新設分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の各規定に基づき、次に掲げる書類を平成21年12月17日より、新設分割会社の本店に備え置くことといたします。なお、本件新設分割が効力を生ずる日までの間に、下記（ア）ないし（エ）に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

（ア）新設分割計画書

（イ）会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社が本件新設分割に際して新設分割会社に対して交付する株式の数並びに当社の資本金及び準備金の額についての相当性に関する事項を記載しております。

（ウ）会社法施行規則第205条第6号イに定める事項

新設分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

（エ）会社法施行規則第205条第7号に定める事項

本件新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社及び当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載しております。

当該書類の閲覧方法

新設分割会社の本店で閲覧に供することといたします。

- (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

分割計画書承認取締役会 平成21年11月30日

分割期日 平成22年2月1日（予定）

分割登記 平成22年2月1日（予定）

- (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項に定める株主総会決議による承認を経ずに行われることから、同法第806条第1項第2号の規定により、新設分割会社の株主は株式買取請求権を有しません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、新設分割会社の最近連結会計年度における経営成績に基づき算出した、当社に承継される予定であるゴルフ関連事業の「売上高」の見積りは以下のとおりであります。なお、以下の数値は監査法人の監査証明を受けていない財務諸表に基づく記載であります。

また、「売上高」以外の指標等については、算出を行うことが困難であり、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、記載しておりません。

売上高	(百万円)	61
-----	-------	----

新設分割会社である株式会社廣濟堂の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等は、以下のとおりであります。

回次		第45期
決算年月		平成21年3月
売上高	(百万円)	46,358
経常利益	(百万円)	2,251
当期純利益	(百万円)	1,478
純資産額	(百万円)	23,106
総資産額	(百万円)	90,463
1株当たり純資産額	(円)	412.61
1株当たり当期純利益金額	(円)	59.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-
自己資本比率	(%)	11.4
自己資本利益率	(%)	-
株価収益率	(倍)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,840
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	973
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,913
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	8,678
従業員数	(人)	1,774

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

新設会社のため、該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

該当事項はありません。

2【沿革】

平成21年11月30日 新設分割会社の取締役会において本件新設分割計画を承認
平成22年2月1日（予定） 当社設立

3【事業の内容】

ゴルフ場の経営、ゴルフ会員権の販売、付帯する事業としては、ゴルフ用品の販売、ゴルフ場での土産品の販売等を行う予定であります。

4【関連会社の状況】

(1) 親会社

平成22年2月1日（設立予定日）現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合(%)	関係内容
株式会社廣濟堂	東京都港区	9,806	印刷関連事業及び 人材関連事業	100.0	役員の兼任1名

(注) 1. 有価証券報告書提出会社であります。

2. 特定子会社に該当する関係会社

東京博善(株)、Kosaido Milano S.R.L.、California Kosaido, Inc.、Pt.Lombok Golf Kosaido

3. 有価証券報告書を提出している関係会社

東京博善(株)

4. 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社

廣濟堂開発(株)(1,939百万円)、(株)千葉廣濟堂カントリー倶楽部(1,675百万円)、その他2社
なお、()内は、平成21年3月末時点での債務超過額であります。

(2) 子会社

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

該当事項はありません。

(2) 提出会社の状況

平成22年2月1日（設立予定日）現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
5	未定	-	-

(注) 1. 従業員数は、平成22年2月1日以降確定しますので、異なる可能性があります。

2. 平均勤続年数および平均年間給与は、新設会社のため、記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

当社は、平成22年2月1日設立予定のため、該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

該当事項はありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。

3【対処すべき課題】

当社は、新設分割会社より承継されたゴルフ場関連事業の資産効率の向上による安定的な発展に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 天候による影響

繁忙期に予想以上の天候不順が続いた場合、入場者数が減少し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営環境

ゴルフ場経営は、景気の変動が来場者数に大きな影響を与えるので、景気の低迷が売上高を減少させること、また、ゴルフ場間の過当競争によるプレー料金の低価格化が業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 減損会計

地価の動向及び対象となる固定資産の収益状況によって業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報

保有している会員情報等の個人情報の漏洩の危険性があり、その情報管理には細心の注意を払っておりますが、今後より一層管理を充実させてまいります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

平成22年2月1日（設立予定日）現在

事業所名 （所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 （千㎡）	コース勘 定	その他	総合計	
埼玉ゴルフ場 （埼玉県秩父市）	ゴルフ場関連事業	ゴルフ場設備	271	4	937 (660)	1,957	13	3,184	5

（注）1．金額には消費税等は含んでおりません。

2．上記は、平成22年2月1日（設立予定日）現在に予想される状況を記載しており、実際はこれと異なる可能性があります。

3．帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「その他」の合計であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

（1）【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000
計	20,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,000	該当事項はありません。	1．単元株制度は採用しておりませんので、単元株式数はありません。 2．当該株式は完全議決権株式であり、権利内容に制限のない、標準となる株式です。 3．当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当社の株式の取得については、株主総会の承認を要する旨を定款に定めております。
計	2,000		

（注）本件新設分割の効力発生日（平成22年2月1日〔設立予定日〕）における予定数であります。

（2）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年2月1日	2,000	2,000	10	10		

(注) 本件新設分割の効力発生日(平成22年2月1日[設立予定日])における予定数であります。

(5) 【所有者別状況】

平成22年2月1日(設立予定日)現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(株)	-	-	-	2,000	-	-	-	2,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

(6) 【大株主の状況】

平成22年2月1日(設立予定日)現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社廣濟堂	東京都港区芝四丁目6番12号	2,000	100
計	-	2,000	100

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年2月1日(設立予定日)現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000	2,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,000	-	-
総株主の議決権	-	2,000	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

剰余金の配当の決定機関は株主総会です。配当の基本的な方針及び配当の回数についての基本的な方針等については、当社は新設会社であるため未定となっております。

4 【株価の推移】

該当事項はありません。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	平本 一方	昭和 3 年 3 月12日生	昭和55年 7 月 廣濟堂開発(株)入社 代表取締役社長 平成11年 6 月 (株)廣濟堂代表取締役副会長 平成15年 6 月 同社取締役相談役 平成15年 9 月 同社代表取締役副会長 平成16年11月 同社代表取締役会長 平成19年 5 月 同社取締役会長(現在) 平成22年 2 月 当社代表取締役就任(予定)	2 年	-
計						-

(注) 平成22年 2 月 1 日(設立予定日)現在

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は取締役を設置しております。

当社は新設会社であるため、取締役の報酬は未定であります。

当社の取締役は、1名以上とする旨を定款で定めております。

当社の株主総会決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款で定めております。

また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他の事項については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	該当事項はありません。
株式の名義書換え	
取扱場所	未定
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
名義書換手数料	未定
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項はありません。
株主名簿管理人	該当事項はありません。
取次所	該当事項はありません。
買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	官報に公告いたします。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当社の株式の取得については、株主総会の承認を要する旨を定款に定めております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第五部【提出会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第45期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）平成21年6月29日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第46期 第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）平成21年8月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第46期 第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）平成21年11月12日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成21年12月16日）までに次の書類を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を平成21年8月6日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成21年8月31日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を平成21年9月7日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成21年10月1日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号・第19号の規定に基づく臨時報告書を平成21年11月20日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書を平成21年11月30日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を平成21年12月1日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社廣濟堂大阪支店

（大阪府豊中市蛸池西町二丁目2番1号）

株式会社廣濟堂神戸営業所

（兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目5番7号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

監査報告書

新設会社のため、該当事項はありません。